○金融庁厚生労働省告示第一号

労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十四条の二の規定に基づき、労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年四月金融庁厚生労働省告示第七号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年五月二十七日

金融庁長官　三國谷勝範
厚生労働大臣　細川　律夫

第一条第一号の次に次の一号を加える。

一の二　再証券化取引　証券化取引のうち、原資産の一部又は全部が証券化エクスポージャーである取引をいう。ただし、次のイ又はロのいずれかに該当するものを除く。

イ　原資産の全部が単一の証券化取引に係るエクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く。）である証券化取引であって、当該証券化取引の前後で証券化取引に係るリスク特性が実質的に変更されていないもの

ロ　日本国政府、我が国の地方公共団体又は第三十二条第一項に規定する我が国の政府関係機関（(1)から(3)までにおいて「国等」という。）により、中小企業に対する金融の円滑化を主たる目的として行われる証券化取引であって、次に掲げる要件の全てに該当するもの

(1)　国等がオリジネーターとして当該証券化取引に係る最劣後部分を保有するものであること。

(2)　国等が法令に基づいて当該証券化取引の勘定を区分して経理することとされていること。

(3)　国等が当該証券化取引の原資産に係るデフォルト情報を定期的に公表していること。

第一条第十五号の次に次の一号を加える。

十五の二　再証券化取引に係るエクスポージャー　再証券化取引に係るエクスポージャーをいう。

第一条第三十一号中「その他の特定順位参照型クレジット・デリバティブ」を「特定順位参照型クレジット・デリバティブ及びセカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ」に改め、「（ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブを除く。）」を削り、同条第三十五号ト中「及び欧州評議会開発銀行協議会向けエクスポージャー」を「、予防接種のための国際金融ファシリティ及び欧州評議会開発銀行向けエクスポージャー」に改め、同条中第七十三号を削り、同条第七十四号中「第七十七号」を「第七十六号」に改め、同号を同条第七十三号とし、同条中第七十五号を第七十四号とし、第七十六号を第七十五号とし、第七十七号を第七十六号とする。

第三十一条第二項中「イスラム開発銀行」の下に「、予防接種のための国際金融ファシリティ」を加える。

第百十三条を次のように改める。

（特定順位参照型クレジット・デリバティブの扱い）

第百十三条　前二条の規定は、特定順位参照型クレジット・デリバティブ（ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ及びセカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブを除く。）について準用する。

第百二十九条第一項第三号を次のように改める。

三　特定順位参照型クレジット・デリバティブ（前号に掲げるものを除く。）

第二百二十五条第一項を次のように改める。

標準的手法採用金庫が証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを当該証券化エクスポージャーの額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

一　長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次のイ又はロの表に定めるところによる。

イ　オリジネーターのとき。

信用リスク区分	証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く。）の場合（パーセント）	再証券化エクスポージャーの場合（パーセント）
6—1	二十	四十
6—2	五十	百
6—3	百	二百二十五
6—4	自己資本控除	
6—5		

ロ　イ以外のとき。

信用リスク区分	証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く。）の場合（パーセント）	再証券化エクスポージャーの場合（パーセント）
6—1	二十	四十
6—2	五十	百
6—3	百	二百二十五
6—4	三百五十	六百五十
6—5	自己資本控除	

二　短期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

信用リスク区分	証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く。）の場合（パーセント）	再証券化エクスポージャーの場合（パーセント）
7—1	二十	四十
7—2	五十	百
7—3	百	二百二十五
7—4	自己資本控除	

第二百二十五条第三項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項に次の一号を加える。

四　金庫が保有する証券化エクスポージャーに対して付与された格付が、当該金庫による流動性補完、信用補完その他の事前の資金の払込みを伴わない方法による信用供与（第六項において「流動性補完等」という。）に基づき付与されたものではないこと。

第二百二十五条第四項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項に次の五号を加える。

三　金庫の保有する証券化エクスポージャーについて、包括的なリスク特性に係る情報を継続的に把握するために必要な体制が整備されていること。

四　金庫の保有する証券化エクスポージャーの裏付資産について、包括的なリスク特性及びパフォーマンスに係る情報を適時に把握するために必要な体制が整備されていること。